

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 4 年次 9 月～10 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ 3 週間（120 時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞ 神埼市教育委員会（小学校 7 校）から小学校教諭（二種）実習生受け入れに関する承諾を得ている。
④	実習内容 ＜教育実習＞ 3 週間（120 時間）の実習期間のうち、観察実習、授業実習、学級・学年経営、児童理解、家庭・地域等連携について、実習担当者から指導を受ける。また、担当教科（体育）及び担当教科以外の授業参観を 10 時間程度、指導計画案を作成し授業を行う授業実習を 5 時間程度、研究授業を 1 時間行う。また、研究授業後の講評会への出席、教育実習記録（日誌）の作成等を行う。その他に、実習校の実習責任者および実習担当者から、教員の職務・学校経営方針等についての説明、ならびに授業の指導計画や指導技術についての指導を受ける。
⑤	実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞ 教職課程科目を担当する専任教員が、原則として実習生の巡回指導と研究授業の際に実習校を訪問し、実習校への挨拶とともに学生への激励と指導、実習状況の把握および研究授業の参観を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞ 実習校から送られてくる評価資料をもとに、実習校を訪問した際の実習生の実習態度や研究授業、教育実習記録（日誌）等を勘案し、各学部教職課程委員会において評価を行う。 ※ 教育実習評価表は、本計画書に最終ページに添付
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 ＜教育実習＞ 小学校教諭：3 年次前期～4 年次後期・19 時間
②	内容（具体的な指導項目） ＜教育実習＞ 【事前指導】 ・ 3 年次：a. 教育実習ガイダンス・・・（5 月上旬・1 時間） b. 完成年度までは他学部 4 年次生の教育実習報告会への参加を促し、教育実習の実態についての理解を促す（11 月・2 時間） c. 教育実習校及び本学卒業生現職教員による報告会への参加を促し、学校現場の実態についての理解を促す（12 月・2 時間）

- ・4年次：a.「教育実習事前事後指導」（前期・1単位）において、教育実習に対する心構え、実習生としての望ましい態度・行動、授業観察・授業実習のポイントなどを指導する（4～5月・4時間）
- b. 教育実習ガイダンス・・・（5月・2時間）
- c. 実習生への個別指導を行う（適宜）

【事後指導】

- a.「教育実習事前事後指導」（前期・1単位）において、グループ討議やレポートの提出により、教育実習の振り返りを行う（10月～11月・4時間）
- b.「教職実践演習（教諭）後期・2単位」での教育実習報告会において、自らの実習体験を報告し、質問を受け付けることにより、教育実習の振り返りを深化させる（11月・2時間）
- c. 実習校の指導担当者もしくは卒業生現職教員による報告会への参加を義務付け、教育実習の振り返りを深化させる（12月・2時間）
- d. 教育実習記録（日誌）、実習校からの実習評価票、実習レポートをもとに個別指導を行う（適宜）

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ・学生の抱えている多様な問題や悩みをできるだけ早期に解決に導き、学生生活を円滑に、意欲的に続けていくことができるように相談活動を行っている。

1.「学生相談室」の開設

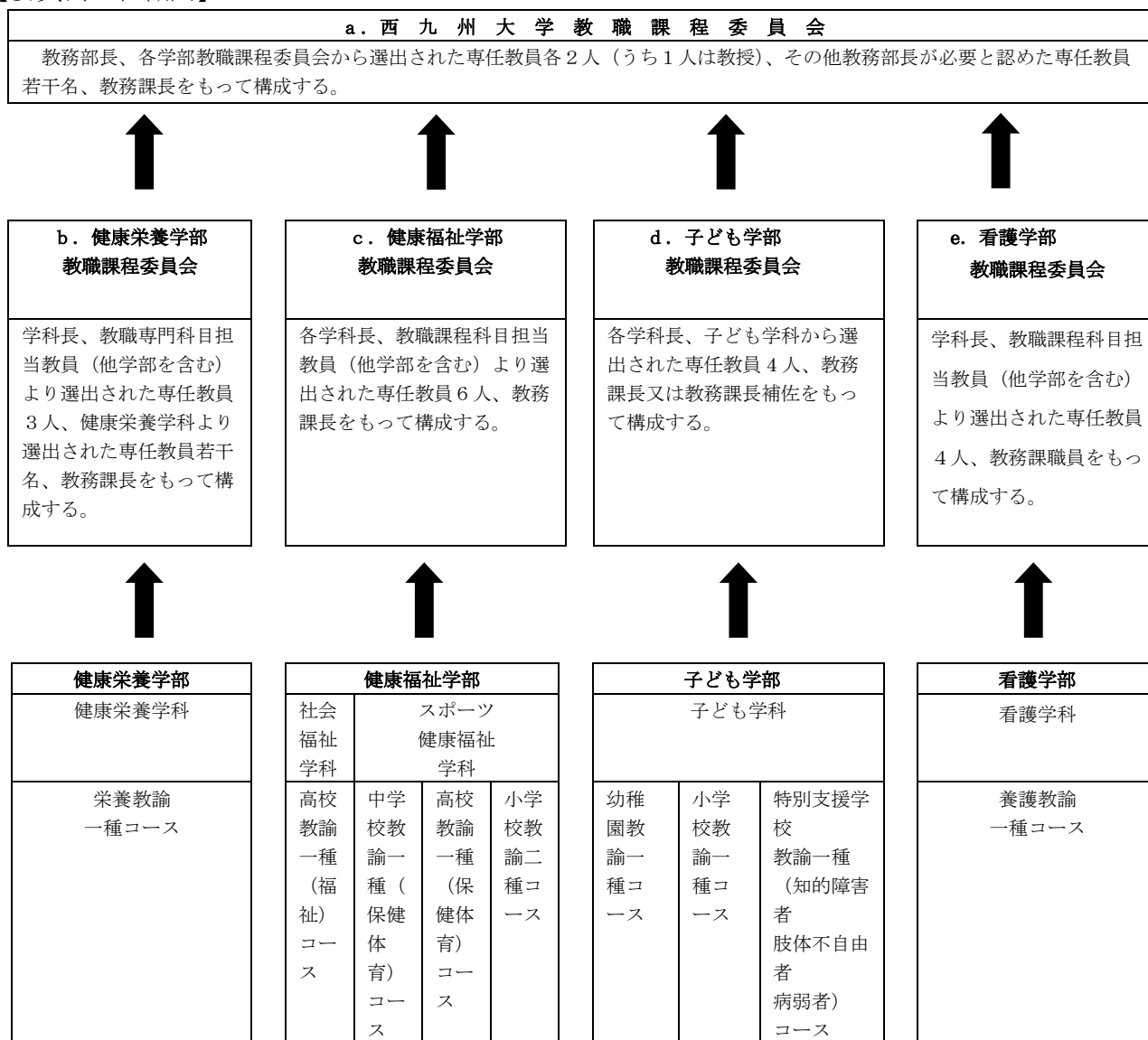
- ・個人的な悩みで、誰と相談していいかわからない時、カウンセラーが相談に応じている。
- 気軽に相談でき、秘密を厳守する。相談場所は学生相談室である。

2.ハラスメントの防止及びハラスメントの相談窓口について、学生便覧に掲載している。

「ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境をアット化させることをいいます。ハラスメントの全体をパワーハラスメントといいます。その中にセクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント他が含まれます。」という文章を掲載しており、永原学園ハラスメント対応手続きフローチャートにより、わかりやすく図示し学生支援課のメールアドレス等も載せ、教育実習中でも相談しやすい体制を取っている。

- 3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）
- ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
- ・ 委員会等の名称
 - a. 西九州大学教職課程委員会
 - b. 西九州大学健康栄養学部教職課程委員会
 - c. 西九州大学健康福祉学部教職課程委員会
 - d. 西九州大学子ども学部教職課程委員会
 - e. 西九州大学看護学部教職課程委員会
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - a. 教務部長、各学部教職課程委員会から選出された専任教員各2人（うち1人は教授）、その他教務部長が必要と認めた専任教員若干名、教務課長
 - b. 学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員3人、健康栄養学科より選出された専任教員若干名、教務課長
 - c. 各学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員6人、教務課長
 - d. 各学科長、子ども学科から選出された選任教員4人、教務課長又は教務課長補佐
 - e. 学科長、教職専門科目担当教員（他学部を含む）より選出された専任教員各2人、教科専門科目担当教員より選出された専任教員2人、教務課長又は教務課員
 - ・ 委員会等の運営方法
 - a. 4月に当該年度のアクション・プログラムを作成し、3月にアクション・プログラムの評価を行う。それ以外の会議開催については不定期（学務部長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。
 - b. 4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。
 - c. 4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。
 - d. 4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。
 - e. 4月に教育実習参加の可否についての検討会議を開催し、1月に教育実習の成績評価会議を開催する。それ以外の会議開催については不定期（委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。

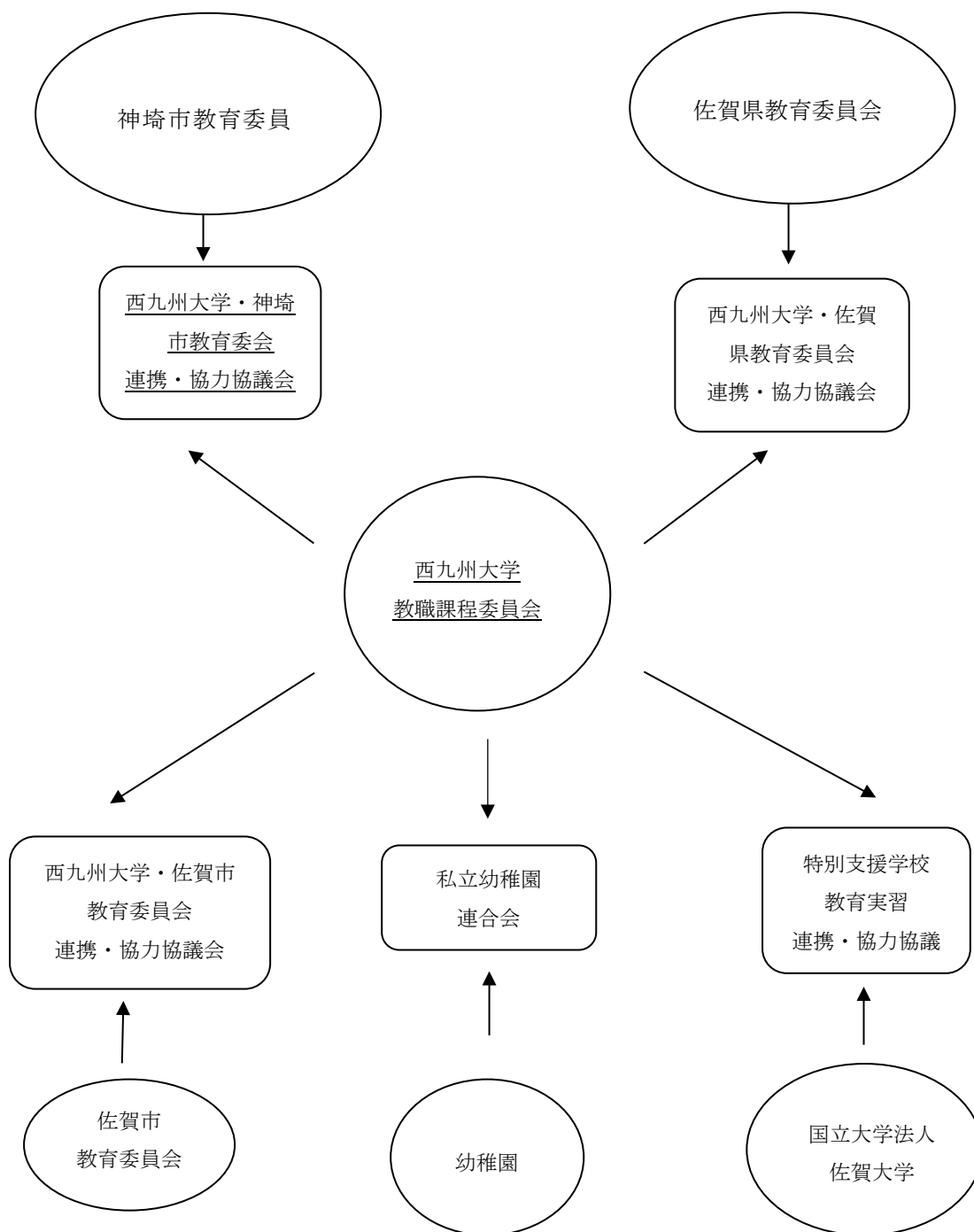
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
西九州大学教職課程委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教務部長、各学部教職課程委員会から選出された専任教員各2人（うち1人は教授）、その他教務部長が必要と認めた専任教員若干名、教務課長
- ・ 委員会等の運営方法
4月に当該年度のアクション・プログラムを作成し、3月にアクション・プログラムの評価を行う。それ以外の会議開催については不定期（教務部長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったとき）。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

1. 健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科において教育実習を行う者は、以下に示す基準を充たすこと。

(1) 所属する学科の必修科目のうち、1、2年次に開講される科目のすべてを実習予定の前年度までに修得し、かつこれら修得科目の成績評価において「C」が3割以下であること。

(2) 前年度までに次の科目の中から14単位以上修得していること。

教育基礎論、教職論、教育制度学、教育心理学、特別の支援を要する児童・生徒の理解、教育課程・制度論、道徳教育指導論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動論、教育方法・技術論、情報通信技術の活用、生徒指導論、教育相談、進路指導論

(3) 栄養教育実習を行う者は、前年度までに上記1の(1)(2)に加え、次の科目の単位をすべて修得していること。

栄養教育論、学校食育指導論

(4) スポーツ健康福祉学科において教育実習を行う者は、前年度までに上記1の(1)の必修科目に教員免許取得のための必修科目である下記の科目を含める。

日本国憲法、運動学（運動方法学を含む）、生理学（運動生理学を含む）、衛生学（公衆衛生学を含む）、救急処置（学校安全を含む）、学校保健、運動方法学演習1（体づくり）、運動方法学演習2（器械体操）、運動方法学演習3（陸上）、運動方法学演習4（水泳）、運動方法学演習9（ダンス）、運動方法学演習14（バレーボール）、保健体育科教育法Ⅰ、保健体育教育法Ⅱ、教育基礎論、教職論、教育制度論、教育心理学、教育課程論、道徳教育指導論

(5) スポーツ健康福祉学科において教育実習（小）を行う者は、上記1の(1)の必修科目の他、1・2年次に開講される小学校教諭二種免許状取得のための必修科目を履修していること。

2. 子ども学科において教育実習を行う者は、以下に示す基準を充たすこと。

(1) 幼稚園での教育実習を行う者は「幼稚園教育実習指導」を履修し、幼稚園免許状取得に必要な科目のうち、「領域に関する専門的事項」に示された科目から4単位以上及び実習前年度までに開講された「保育内容の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に示された科目の8割以上の単位を修得していること。

(2) 小学校での教育実習を行う者は、「小学校教育実習指導」開講年度の前年度までに開講された「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に示された科目の8割以上の単位を修得し、「小学校教育実習指導」を履修していること。

(3) 小学校教諭免許状取得に必要な科目のうち、実習開講期の前の学期までに開講された「教科に関する専門的事項」に示された科目の6割以上、及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に示された科目の8割以上の単位を修得していること。

3. 特別支援学校での教育実習を行う者は、以下に示す基準を充たすこと。

(1) 上記2の基準を充たしていること。

(2) 1、2年時に履修したすべての科目の成績評価において「C」が3割以下であること。

(3) 前年度までに1、2年次までに開講されるすべての必修科目に加え、66条の6に定める科目の必要単位、特別支援学校教諭免許状取得に必要な科目のうち、次の科目をすべて修得していること。

特別支援教育総論、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、知的障害者教育、肢体不自由者教育、肢体不自由者教育の理論と実際、病弱者教育、知的障害者教育総論

4. 養護実習を行う者は、以下に示す基準を満たすこと。

(1) 西九州大学看護学部進級制限内規を満たし、新旧が認められる者であること。

(2) 教育職員免許法施行規則に定められている養護教諭一種免許状に必要な科目の中で、1・2年次に開講される科目のすべてを実習予定の前年度までに修得していること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	小学校 81 学級	
○	×	教育委員会名	神埼市教育委員会	小学校：7 校

教育実習（小）受け入れ承諾書

学校法人永原学園が設置する西九州大学に係る教育実習の受け入れについて、下記のとおり承諾いたします。

記

1. 教育実習（小）の受け入れに係る学部・学科・入学定員および免許状種類

学部	学科	入学定員	免許状
健康福祉学部	スポーツ健康福祉 学科	50 名	小学校二種免許状

2. 教育実習（小）の受け入れ時期

令和10年度より

3. 教育実習（小）受け入れ校数（令和5年5月1日現在）

7 校

西九州大学

学長 福元 裕二 様

令和 6 年 5 月 1 日

神埼市教育委員会

教育長 末次 利明

令和5年5月1日現在

教育実習（小）受け入れ校の概要

学校名	学級数	児童生徒数	教員数
神埼小学校	25	600	37
西郷小学校	10	172	16
仁比山小学校	11	214	17
千代田東部小学校	9	115	14
千代田中部小学校	9	196	16
千代田西部小学校	11	211	16
脊振小学校	6	32	10

※同様の内容について確認できる資料がある場合は代替可能

令和 年度 教育実習評価表

大学名	学 部 ・ 学 科 等		学籍番号	実 習 生 氏 名	
西九州大学	学部 学科				
実 習 校 名		配属学年	実習教科	実 習 期 間	
				月 日から 月 日まで	
評価項目	評 価				主 な 観 点
	A	B	C	D	
生徒指導					◎ 生徒の観察・理解 ◎ 指導能力 ◎ 指導態度
学習指導					◎ 教科等に関する能力 ◎ 指導能力 ◎ 指導態度
実習態度					◎ 実習生としての自覚 ◎ 教職に対する熱意 ◎ 実務能力 ◎ 教育実習記録等
出 欠 席	出席すべき日数		日		《総評》
	出席日数		日		
	欠席日数		日		
	遅刻	回	早退	回	
総合評価	A	B	C	D	
指導教諭 氏 名	印				

令和 年 月 日

(学校名)

(校長氏名)

印

※ 評価及び総合評価は、それぞれBを標準、Dを不合格とし、該当欄に○印をつける。